



赤監公第 2 号  
平成26年2月13日

赤穂市監査委員 大島靖彦  
同 家入時治

赤穂市職員措置請求に係る監査結果について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定により平成25年12月24日付で請求のあった赤穂市職員措置請求について、同条第4項の規定により監査を行った結果を次のとおり公表します。

## 第1 監査の請求及び受理

### 1 監査の請求

請求日 平成25年12月24日

請求人 赤穂市●●●町●●●番地 ● ● ● ●

### 2 請求の要件審査と受理

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第172条第2項等の規定に基づき形式要件審査を実施したところ、所要の形式を具備していると認め、提出日をもって受理した。

### 3 事実を証する書面

請求の要旨を証する書面として、下記のとおり事実証明書が提出された。

- (1) 損失補償契約書の写し
- (2) 損失補償契約に基づく平成21年6月の支出決議書の写し
- (3) 平成13年9月13日第3回赤穂市議会（定例会）第2日の会議録（抜粋）の写し
- (4) 「赤穂駅周辺整備事業調査報告書 整備事業費編」（抜粋）の写し
- (5) 赤穂駅周辺整備株式会社への杭打ち変更工事に関する開示請求書等の写し
- (6) 赤穂市への杭打ち変更工事に関する開示請求に対する回答の写し
- (7) 神戸海都法律事務所への杭打ち変更工事に関する質問書の写し
- (8) 赤穂市企画部からの回答書の写し
- (9) 赤穂市への融資条項の内容、又工法についての質問書の写し

## 第2 請求の要旨

措置請求書に記載された事項は、次のとおりである。

北爪前赤穂市長は平成13年9月、みなと銀行（他6社）の金融機関との間に、赤穂駅周辺整備株式会社（以下「整備会社」と云う。）に関して、27億3千万円を限度とする損失補償契約を締結する。

当契約を引き継いだ豆田現赤穂市長（以下「市長」と云う。）は、平成16年6月、債務弁済を其の後10年間（平成25年12月迄）に亘り執行する件を市議会の承認を得て、現在、債務返済中である。

その債務費の内、商業施設費2,459,866千円の内訳に、杭打ち変更工事費に就いて、違法、及び不当な支払いが認められる。銀行より融資の際、税金が担保として、公金が支出されている以上、確定、公正、そして適法でなくてはならない。

市長は、その債務費の内、違法である160,000千円及び不当な支出金175,310千円の計335,310千円と、夫々に掛る返済までの金利代金を、起因者であり、施工者の大和ハウス工業株式会社（以下大和ハウスと云う。）に対して、「整備会社」を通じて赤穂市に返還させ、且つ、市長は、同金額をみなと銀行（他6社）に債務弁済の措置を、講ずるよう請求します。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件措置請求の要旨に記載された内容が、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に該当するかどうか実質要件審査を行い、陳述内容を勘案して監査対象事項を次のとおり定めた。

- (1) 請求人は、杭打ち変更工事の違法性及び商業棟の追加変更工事費における割引率の不当な適用などにより合わせて335,310千円の返還を求めている。

ここで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員が行った財務会計上の行為について法令に違反している等の具体的な違法性又は不当性が主張されていることが要件である。

本件については、請求人の主張する杭打ち変更工事費等は、赤穂駅周辺整備株式会社（以下「整備会社」という。）が大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス」という。）から商業施設を取得する代金の一部であり、整備会社が金融機関から借入れを行って支払ったものであり、これらの行為は市の財務会計行為とはいえない。

したがって、本件請求における請求人の主張のうち、整備会社から大和ハウスへの支出に関する部分は、法第242条第1項で規定する住民監査請求の対象に該当しないと判断した。

- (2) 赤穂市が、平成13年9月に赤穂市議会の議決を経て、株式会社みなと銀行ほか金融機関との間に整備会社に関して損失補償契約を締結した行為及び本契約に基づいて平成16年6月より開始した補償金の支払いは、市の財務会計上の行為である。

法第242条第2項には、請求は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。」と規定されている。住民監査請求にこのような請求期間が設けられているのは、訴訟について出訴期間の制限が定められているのと同様に、地方公共団体の機関、職員の行為であり、行政上の法律関係の早期の安定という要請から、いつまでも住民監査請求や住民訴訟が提起できるとすることは決して望ましいことではないと解されるからである。

ここで、「行為のあった日又は終わった日」とは、具体的には契約締結等一時的行為を違法・不当として住民監査請求を行う場合は、契約締結の日から1年以内に、また、財務会計上の行為又はその効力が相当期間継続性

を有するものについては、当該行為又はその効力が終了した日（例えば、契約代金の支払いが、分割支払いを内容とするような場合は、公金が支出された各支出日を指す）を基準に、その行為の終わった日から1年以内に請求を行わなければならない。

これを、本件に当てはめると、平成13年9月28日に赤穂市と金融機関との間で損失補償契約を締結した行為及び、当該契約に基づく補償金額の支払いのうち、第1回目の平成16年6月25日の支払いないし第17回目の平成24年6月25日の支払いについては、請求期間を徒過しており、本件監査請求の対象外とする。

したがって、本件請求においては、請求日から1年以内に行った第18回目の平成24年12月25日の支払い、第19回目の平成25年6月25日の支払い及び請求時点で支出決議が完了している第20回目の平成25年12月25日支払いが、「違法・不当な公金の支出」に該当するか否かについて、監査の対象となるものと判断した。

## 2 監査対象部局

赤穂市市長公室

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して次のとおり証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

期 日 平成26年1月9日  
出席者 請求人

## 4 監査対象部局の陳述

赤穂市市長公室を対象として関係書類を調査したほか、次のとおり関係職員の陳述の聴取を行った。

期 日 平成26年1月9日  
出席者 市長公室長、企画広報課長

## 5 監査の期間

平成25年12月25日から平成26年2月12日まで

## 第4 監査の結果

以下、確認された事実関係及びそれに対する判断について述べる。

### 1 事実関係の確認

- (1) 平成13年9月28日に、赤穂市と株式会社みなと銀行・株式会社中国銀行・株式会社トマト銀行・兵庫信用金庫・姫路信用金庫・兵庫西農業協同組合・播州信用金庫（以下「相手方金融機関」という。）との間に、整備会社に関して損失補償契約を締結した。  
内容は、整備会社と相手方金融機関との同日付金銭消費貸借契約書に基づく借入金について、整備会社の民事再生手続き開始などにより相手方金融機関が損失を被った場合に、赤穂市が相手方金融機関に対し27億3千万円を限度として損失補償を行うことなどを定めている。
- (2) 平成15年10月31日に、整備会社が神戸地方裁判所に民事再生法に基づく申し立てを行い、平成15年11月18日の手続き開始決定を受けて、平成16年3月19日に再生計画書を同裁判所に提出した。
- (3) 平成15年11月に、相手方金融機関は赤穂市に対し、損失補償契約に基づく補償金の即時支払いを求めたが、赤穂市は長期分割弁済を希望し、また、金利についても紛争が生じた。
- (4) 平成16年4月13日に、紛争当事者である赤穂市は、神戸簡易裁判所に対し訴え提起前の和解申し立てを行い、平成16年6月4日に相手方金融機関と和解に合意し、和解調書を作成した。  
内容は、損失補償契約に基づく補償金債務の支払い義務の確認並びに支払方法、利息、償還表及び遅延損害金など支払条件を定めたものであり、ここに定めた事項は原契約を変更したものとなる。
- (5) 赤穂市は相手方金融機関に対して、平成16年6月25日を第1回目として10年間の元利均等分割払いを開始する。（支払日は半年ごとの6月25日及び12月25日とする。）
- (6) 平成25年12月25日、赤穂市は相手方金融機関に対し、第20回目の補償金支払いを行い、補償金債務の弁済を完了した。

## 2 監査の判断

### (1) 違法・不当な公金の支出に該当するか否かについて

監査の対象とした第18回目の平成24年12月25日、第19回目の平成25年6月25日の支払い及び第20回目の平成25年12月25日の補償金の支払いについては、原契約である平成13年9月28日の損失補償契約に基づく債務について、平成16年6月4日付和解調書に定めた条件でこれを行うものである。

民事訴訟法第275条において、当事者は訴え提起前の和解を簡易裁判所に申し立てることができ、同法第267条において、和解を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有すると規定されている。

当該和解調書における和解条項においては、補償金債務の支払義務のあることを確認し、その支払方法を定めているものである。

このことから、赤穂市が相手方金融機関に対し損失補償を行い、和解調書に基づいて補償金を支払うことについては、住民監査請求において適法な財務会計行為と認めるものである。

また、当該補償金の支払い手続きにおいては、適正に処理されているものと認められた。

したがって、第18回目の平成24年12月25日、第19回目の平成25年6月25日の支払い及び第20回目の平成25年12月25日の補償金の支払いについては、請求人の請求には違法・不当とする理由がなく、これを棄却するのが妥当と判断した。

## 第5 結論

本件請求についての監査の結果は、合議により次のとおり決定した。

請求人の本件請求のうち、監査対象事項とした第18回目の平成24年12月25日、第19回目の平成25年6月25日及び第20回目の平成25年12月25日の補償金の支払いについては請求に理由がないため棄却し、それ以外の部分は監査対象に該当しない事項であり、これを却下する。